

○田川市工事請負契約約款 新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第9条まで（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第2項の規定に該当する場合は「<u>監理技術者</u>」とし、<u>同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」</u>又は「<u>専任の監理技術者</u>」とし、<u>同項ただし書の規定に該当する場合は「監理技術者補佐</u>」とし、<u>同条第5項の規定に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者</u>」とする。以下同じ。)</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2から4（略）</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>	<p>第1条から第9条まで（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第2項の規定に該当する場合は「<u>監理技術者</u>」とし、<u>同条第3項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」</u>又は「<u>専任の監理技術者</u>」とし、<u>同条第4項の規定に該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者</u>」とする。以下同じ。)</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2から4（略）</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者（監理技術者）</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>できる。</p> <p>第11条（略）</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等</u>、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3から5（略）</p> <p>第13条から第58条まで（略）</p> <p>（あっせん又は調停）</p> <p>第59条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受</p>	<p>第11条（略）</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者（監理技術者）</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>主任技術者（監理技術者）</u>又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3から5（略）</p> <p>第13条から第58条まで（略）</p> <p>（あっせん又は調停）</p> <p>第59条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定め</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下<u>次条</u>において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第60条から第61条まで （略）</p>	<p>注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者（監理技術者）</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第60条から第61条まで （略）</p>